

令和7年度職業紹介事業における紹介手数料について

職業紹介事業における紹介手数料については、「公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会 有料職業紹介事業の運営に関する規程 第9条※」により、求職者に支払われた6か月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の11.0%（上限）に相当する額とする。

※公益社団法人京都府シルバー人材センター連合会

有料職業紹介事業の運営に関する規程

（手数料）

第9条 シルバー連合が当該事業において徴収する手数料は、職業安定法第32条の3第1項第1号に規定された厚生労働省令で定める上限制手数料とし、その他いかなる名義でも実費その他の手数料又は報酬は受けないものとする。